

認知症疾患医療センター(県内10病院)について

認知症疾患医療センターは、誰にでも起こりうる脳の病気「認知症」(85歳以上の4人に1人にその症状があるといわれています)の早期発見、早期治療を主な目的として設置されています。

◆認知症疾患医療センターとは

認知症疾患に関する鑑別診断や周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域の保健・医療・介護関係者への研修等を行い、地域において認知症の進行予防から地域生活の維持までの必要な医療を提供することを目的とした施設です。

◆認知症疾患医療センターの必要性

認知症は、早期に発見し進行の段階に応じた適切な対応により、症状を軽減したり、生活機能の低下を緩やかにすることができると言われており、本人や家族など身近な人が、初期症状に気づく早期発見と、医師による早期診断が大切です。

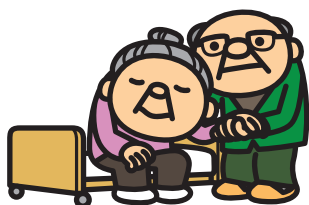
認知症疾患医療センターはこのような課題にも対応し、ますます増加する認知症高齢者を地域で支えていく上で、大変な重要な施設です。

◆認知症疾患医療センターの主な業務内容

- ・鑑別診断(疾患の原因を特定し、治療方針策定に役立てること)とそれに基づく初期対応
- ・身体合併症や周辺症状の初期診断・治療(急性期入院医療を含む)
- ・かかりつけ医等への研修会の開催
- ・認知症医療に関する情報発信
- ・専門医療相談(電話等による相談)等

お問い合わせ

千葉県健康福祉部高齢者福祉課
TEL 043(223)2237



県内の認知症疾患医療センター一覧

病院名	所在地	電話番号	相談受付
袖ヶ浦さつき台病院	〒299-0246 袖ヶ浦市長浦駅前5-21	0438-63-1119	月～土曜日 8時30分～17時30分 (祝祭日、年末年始除く)
浅井病院	〒283-8650 東金市家徳38-1	0475-58-1411	月～金曜日 10時00分～16時00分 (祝祭日、年末年始除く)
旭神経内科リハビリテーション病院	〒270-0022 松戸市栗ヶ沢789-1	047-330-6515	月～土曜日 9時00分～17時00分 (祝祭日、年末年始除く)
東邦大学医療センター佐倉病院	〒285-8741 佐倉市下志津564-1	043-462-8811	月～金曜日 9時00分～12時00分 (祝祭日、年末年始、創立記念日除く)
東条メンタルホスピタル	〒296-0044 鴨川市広場1338	04-7093-6046	月～金曜日 9時00分～16時00分 (祝祭日、年末年始除く)
八千代病院	〒276-0021 八千代市下高野549	047-488-1511	月～金曜日 9時00分～16時00分 (祝祭日、年末年始除く)
千葉病院	〒274-0822 船橋市飯山満町2-508	047-496-2255	月～水、金～土曜日 9時00分～16時30分 (祝祭日、年末年始、創立記念日除く)
総合病院 国保旭中央病院	〒289-2511 旭市イの1326	0479-63-8111	月～金曜日 9時00分～16時00分 (祝祭日、年末年始除く)
千葉労災病院	〒290-0003 市原市辰巳台東2-16	0436-78-0765	月～金曜日 9時00分～16時00分 (祝祭日、年末年始除く)
千葉大学医学部附属病院	〒260-8677 千葉市中央区玄鼻1-8-1	043-226-2736	月～金曜日 9時00分～12時00分 (祝祭日、年末年始除く)

お子様の予防接種はお済みですか？

千葉県内の市町村では、予防接種法に基づき、左記の予防接種を行っています。

対象年齢のお子様は無料で接種できますので、接種状況を母子健康手帳で確認し、接種しない場合は早めに受けましょう。

詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

◆定期予防接種(ごどもを対象としたもの)

予防接種名	対象年齢		回数
	1期	2期	
ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ	生後3か月以上、7歳6か月未満	11歳以上、13歳未満	4回
麻しん・風しん	1期 1歳以上、2歳未満	2期 5歳以上、7歳未満で小学校入学前の1年間	1回
	1期 生後6か月以上、7歳6か月未満	2期 9歳以上、13歳未満	3回
日本脳炎 ^{*1}	1期 1歳未満	2期 2歳以上、3歳未満	1回
結核(BCG)	1歳未満	1回	1回
小児の肺炎球菌感染症	生後2か月以上、5歳未満	4回 ^{*2}	4回 ^{*2}
ヒブ感染症	生後2か月以上、5歳未満	4回 ^{*2}	4回 ^{*2}
水痘	1歳以上、3歳未満	2回	2回

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種は、現在、積極的な勧奨は行っていません。

*1 日本脳炎の対象は、特例(平成7年4月2日〜平成19年4月1日、20歳未満)があります。特例対象に該当するかは市町村にお尋ねください。
*2 初回接種の開始が生後2か月以上、7か月未満の場合は4回接種。初回接種の開始が生後7か月以上の場合には1〜3回接種。

お問い合わせ

千葉県健康福祉部疾病対策課
TEL043(2223)2691



里親制度について

◆あなたを待っている子どもたちがいます

さまざまな理由から、家庭で生活することができない子どもたちが健やかに成長していくために、社会全体で育てる、いわゆる「社会的養護」がより求められるようになってきました。

◆里親制度とは？

社会的養護を必要とする子どもに、保護者に代わって、一時的にあるいは継続的に家庭的な雰囲気の中で、愛情深く育ててくださる方を里親といいます。

特定の大人との愛着関係の下で養育されることで、子どもたちの自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な基本的信頼感を獲得できます。そのほか、家庭生活を体験することで、将来、子どもたちが家庭生活を築く上でのモデルとすることなどが期待できます。

しかし、平成26年度時点で、本県における里親等の家庭に預けられる子どもたちは全体の約20%に過ぎません。そのため、今後は、家庭的な環境で生活できる子どもたちの割合を増やしていく必要があります。

◆里親について考えてみませんか？

里親は特別な制度ではありません。子どもたちへの豊かな愛情を持っていること、健康であること、研修を受講していることなど里親になるための必要な要件を満たせば、県の認定を受けて里親になることができます。まずは最寄りの児童相談所または左記連絡先にお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

千葉県健康福祉部児童家庭課
TEL043(2223)2322

